

(総務委員会)

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(第百六十三回国会閣法第九号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)を、より自主性・自律性の高い業務・組織運営が確保される特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構を独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする規定を削除する。
- 二、機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に対して職務上の秘密に対する保持義務を課する。
- 三、刑法その他の罰則の適用については、機構の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。
- 四、秘密保持義務に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設ける。
- 五、この法律は、平成十八年四月一日から施行する。